契約変更理由書

神戸市

工　　事　　名	港島５丁目地区他汚水管移設工事（その２）

＜契約変更後の工事概要＞

・管きょ工（小口径推進泥水式）　　K12　φ250㎜　L=198.00m
・管きょ工（小口径推進泥土圧式）　K12　φ250㎜　L=160.75m
・立坑工一式
・ﾏﾝﾎｰﾙ工一式
・取付管およびます工　一式
・既設構造物撤去工　一式
・地盤改良工　一式
・付帯工　一式
・仮設工　一式

＜設計変更の理由＞

本工事は、中央区港島５丁目地区他において汚水管を移設および改築するものであり、下記の理由により変更が生じる。

①地下埋設物業者との協議の結果、埋設物の位置確認のための試掘工が増工となる。
②当初、開削にて汚水管の布設替えを予定していた箇所において、警察・周辺企業と調整した結果、交通への影響が少ない非開削工法（小口径推進工）に変更となり、減工となる。
③立坑築造時に、一部区間にて当初想定していた土質（最大礫径250㎜）とは異なるもの（礫径400㎜）が確認されたため、当該土質に対応する小口径推進工へと工法変更し、増工となる。
④当初、本管移設に伴う取付管の繋ぎ替えについて、水替えを行いながら簡易土留め工にて開削施工する予定だったが、試掘により地下水等の状況を確認したところ、水替えだけでは対応できないほどの湧水が生じた。開削施工するには薬液注入工による止水や土留め計画の変更等を検討しなければならないが、施工箇所付近に複数埋設されている地下埋設物の管轄業者と調整が必要となるため、長時間を要する。本工事が大阪湾岸道路事業に伴う汚水管移設であり、工期内に施工を完了させる必要があることを鑑み、他企業埋設管への影響が少なく施工協議に長時間を要しない非開削工法（小口径推進工）へと変更し、増工となる。